

令和 5 年 9 月 吉日

お取引様各位

株式会社 高 池

インボイス制度に伴う振込手数料の負担変更のお願い

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されることに伴い、銀行振込手数料に関してもインボイスを保管することが義務付けられています。（課税仕入れで処理している場合）振込手数料を弊社負担にて振込された場合、今後はお客様から返還インボイスを交付していただく必要がございます。

**お客様の返還インボイス発行の手間と弊社の事務の負担を軽減するため、誠に勝手ながら令和5年10月1日振込分より、お客様にて銀行振込手数料をご負担いただきますようお願いいたします。**

銀行振込手数料の売り手負担につきましては古くからの商習慣に基づくところであり、それに由来し弊社負担とする契約を結んでいるお取引先様もでございます。

しかしながら、上述した双方の事務処理の負担増、また民法において代金の支払側負担が原則とされている状況を鑑みまして、振込手数料につきましてはお取引先様でのご負担をお願いすることにいたしました。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、こちらの案内はお取引先があります全てのお客様で送付させて頂いております。すでに手数料をお客様にてご負担頂いております場合は、行き違いをご容赦下さい。

敬具

ご不明な点がございましたら、弊社の担当者もしくは経理までお問い合わせください。

お問合せ先電話番号 : 本社・経理 055-935-0507  
東京営業所 03-6300-5963